

I 計画策定の目的

I－1 経過・目的

- ・ 広沢池及びその周辺について、本市有数の貴重な景観を守り、都市公園として維持管理を行うために、保存計画を策定した。
- ・ 計画の策定にあたっては、平成30年度に地域住民や関係者の参加するワークショップを3回開催するとともに、平成30年10月から11月にかけてパブリックコメント（市民意見募集）を実施し、保存計画への反映を行った。
- ・ 本計画の対象とする区域は、現在水路敷となっている範囲に加え、釣殿ひろば及び市道嵯峨経6号線を含むものとする。対象区域を下図に示す。

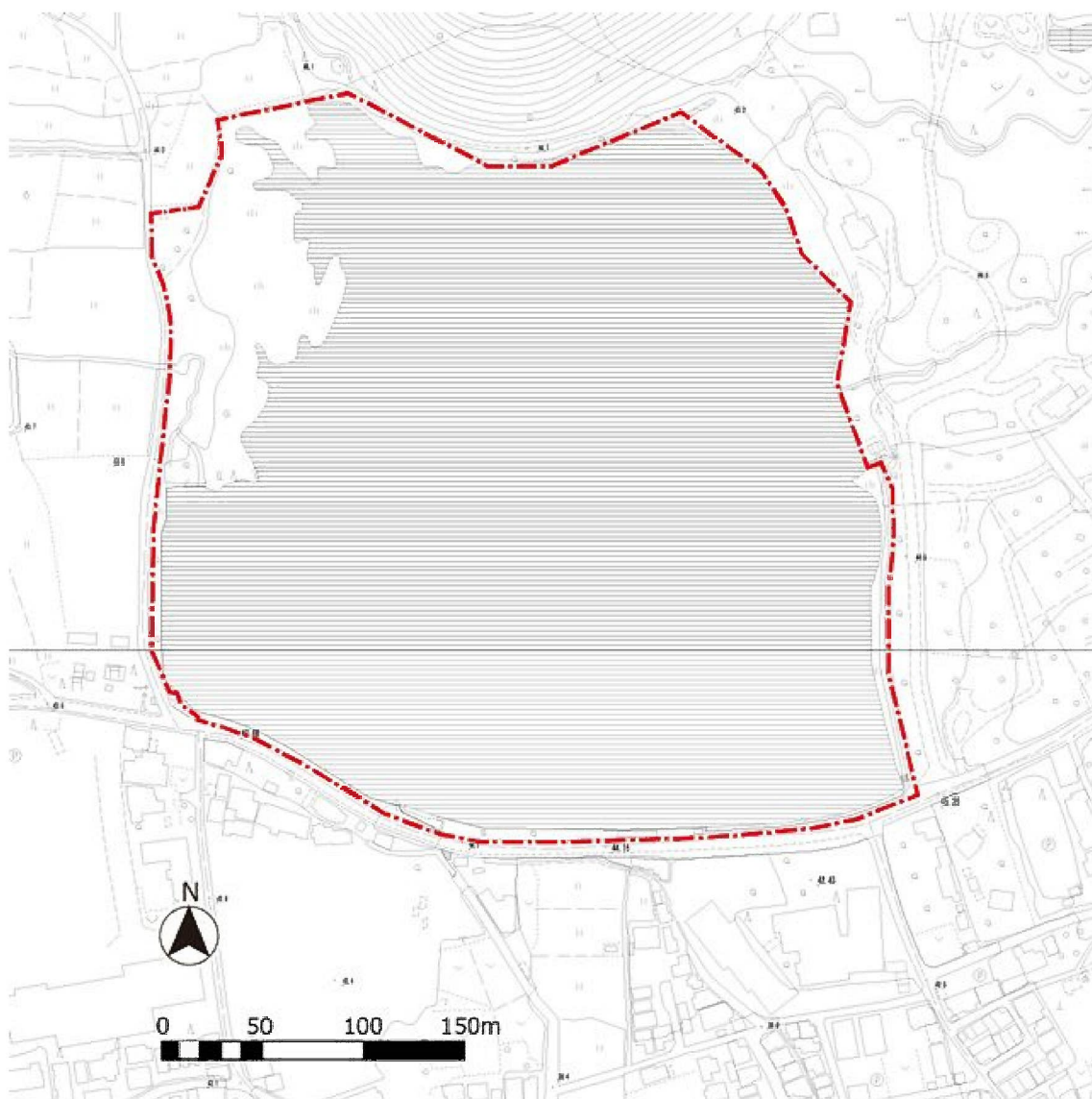


図.1 保存計画の対象区域

I-2 上位・関連計画における位置付け

1) 京都市基本構想

- ・京都市は、1978（昭和 53）年に、京都市がめざす都市のあり方を「世界文化自由都市」としてとらえ、これを世界に宣言した。
- ・この理想を実現するために、21 世紀の最初の四半世紀における京都のグランドビジョンを描いた「京都市基本構想」を 1999（平成 11）年に策定し、市政の基本方針を示している。

2) 京都市基本計画「はばたけ未来へ！京プラン」（第 2 期 2011～2020）

- ・京都市基本構想の具体化のために全市的観点から取り組む主要な政策を示す計画
- ・今後 10 年間にわたって京都市の都市政策を進めていくうえでの基本となる考え方「生活者を基点に、参加と協働で地域主権時代を切り拓く」を都市経営の理念として、6 つの未来像と 11 の重点戦略を設定

未来像	重点戦略
・地球環境に暮らしが豊かに調和する「環境共生と低炭素のまち・京都」 ・歴史・文化を創造的に活用し、継承する「日本の心が感じられる国際都市・京都」 ・伝統と知恵を生かし、豊かな生活を支える「環境と社会に貢献する産業を育てるまち・京都」 ・だれもがともに学び成長し、未来を担う若者が育つ「学びのまち・京都」 ・いのちと暮らしを守り、安心・安全で幸福を実感できる「支え合い自治が息づくまち・京都」 ・人間らしくいきいきと働き、家庭・地域で心豊かに生活できる「真のワーク・ライフ・バランスを実現するまち・京都」	・市民ぐるみで、くらしやまちの変化を実現する「低炭素・循環型まちづくり戦略」 ・ひとと公共交通を優先する「歩いて楽しいまち・京都戦略」 ・歴史都市の品格と魅力が国内外のひとびとを魅了する「歴史・文化都市創生戦略」 ・魅力ある地域資源と既存の都市インフラを生かす「個性と活力あふれるまちづくり戦略」 ・世界が共感する「旅の本質を追求する観光戦略」 ・京都の知恵や価値観を生かした「新産業創造戦略」 ・夢と希望がもてる「未来の担い手育成戦略」 ・子どもと親と地域の笑顔があふれる「子どもを共に育む戦略」 ・仕事と家庭、社会貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス戦略」 ・だれもが参加したくなる「地域コミュニティ活性化戦略」 ・安心・安全と生きがいを実感できる「いのちと暮らしを守る戦略」

※ _____ は、対象地に関わるものを示す。

3) 「はばたけ未来へ！京プラン」(実施計画第2ステージ 2016-2020)

- ・京プランに掲げる「京都の未来像」の実現に向けて、重点戦略及び行政経営の大綱を一層推進するため、京プランの計画期間後半期に取り組む具体的事業を示す。
- ・当該計画の中では、対象地は以下のように位置付けられている。

○重点戦略－歴史都市の品格と魅力が国内外の人々を魅了する「歴史・文化都市創生戦略」－を推進する2つの柱の1つ「山紫水明の自然と悠久の歴史にはぐくまれた町並みの保全・再生、世界遺産をはじめとする歴史的・文化的資産の保存・継承・活用」の新規事業として、『⑪嵯峨野の原風景を生かした広沢池周辺整備の推進』が挙げられている。

4) 右京区基本計画 2020「右京かがやきプラン」(第2期 2011~2020)

- ・京都市基本構想に基づく「地域別計画」として、右京区の個性を活かした魅力ある地域づくりの指針となる計画
- ・今後10年間で右京区が目指す将来像

将来像と取組のテーマ	取組の内容
【将来像1】 豊かな自然・文化を受け継ぐまち・右京 【取組のテーマ】 豊かな自然と歴史文化を活かしたまちづくり	1) 右京の歴史や文化を活かし、継承していくまちづくり 2) 地域の個性に応じた景観づくり 3) 右京ならではの観光への転換 4) 右京独自の資源を活かした産業振興の推進
【将来像2】 楽しく歩けるまち・右京 【取組のテーマ】 魅力ある都市環境を備えたまちづくり	1) まちを支える交通システムの実現 2) 身近な環境の魅力向上とより良い生活環境づくり
【将来像3】 支え助け合うまち・右京 【取組のテーマ】 地域活動が盛んな安心・安全のまちづくり	1) 多様な世代が地域で自立して暮らせるまちづくり 2) 地域住民相互の関係づくり(次世代への継承) 3) 地域活動の活性化、担い手づくり

※ _____は、対象地に関わるものを示す。

5) 都市計画マスタープラン

- ・京都市都市計画マスタープランは、京都市基本構想及び都市計画法に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即しながら、京都市基本計画や各区基本計画における都市計画の分野に関する事項の具体化を図るため、関連分野の諸計画と連携しながら、都市計画の基本となる土地利用や都市施設、都市景観形成、市街地整備等に係る方針を明らかにしている。
 - ・京都は、京都特有の自然条件と長い歴史を有する個性的な大都市であるとし、この計画において、この京都の豊かな自然を守り育てるとともに、長い歴史に培われた文化やコミュニティ、歴史的な町並みなどの京都の個性を大切にし、これらの特徴を前提とした都市計画の方向付けを行っている。
 - ・都市計画マスタープランでは、京都市基本計画で示されている6つの京都の未来像との関係を保ちながら、都市が持続するために必要となる基本要素であり互いに深く関連する「環境」「経済」「生活」「文化」「安心・安全」の5つの面から、目標とする都市の姿を示しており、「文化」では「歴史や文化を継承し創造的に活用する都市」を目標とする都市の姿としている。
- * 目標とする都市の姿の実現に向け、京都市全体としての都市計画の方針を都市計画の分野毎に定めており、広沢池周辺は、「土地利用」の方針において、「自然環境や歴史環境と調和し、良好な居住環境を備えた低層で低密な住宅を維持する地域」として位置付けられている。また、「景観」の方針においては、「優れた歴史的風土の保存（歴史的風土特別保存地区等）」として位置付けられている。

6) 京都市景観計画

- ・京都市景観計画は、京都市基本構想に示す「保全・再生・創造」を基本とした景観形成を、地域の個性や自然的・歴史的な条件を十分に考慮した良好な景観の形成を図るため、景観計画区域内における良好な景観の形成のための行為の制限や自然・歴史的景観の保全に関する方針、市街地の良好な景観の保全・創出に関する方針などを盛り込んだ総合的な景観マスタープランである。

5つの基本方針

- ①“盆地景”を基本に自然と共生する景観形成
- ②伝統文化の継承と新たな想像との調和を基調とする景観形成
- ③“京都らしさ”を活かした個性ある多様な空間から構成される景観形成
- ④都市の活力を生みだす景観形成
- ⑤行政、市民、事業者等のパートナーシップによる景観形成

- * 京都市景観計画における広沢池周辺の位置付けは、『風致保全計画』及び『京都市歴史的風土保存計画』に、それぞれ反映されている。

7) 歴史的風致維持向上計画 (H29.3 更新)

- ・「歴史まちづくり法」(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)に基づく計画であり、京都市における歴史的風致に関する各分野の施策それぞれが相互に連携を図り、併せて行政と市民の適切な公民役割分担と協働のもと、総合的かつ計画的に京都市固有の歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的とする。

・基本方針

歴史的建造物を守り育て、それを活かしたまちづくりを推進します。

歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりを推進します。

地域力によるまちづくりを推進します。

自然と共生し、「木の文化」を大切にするまちづくりを推進します。

人が主役の歩いて楽しいまちづくりを推進します。

伝統産業を活かしたまちづくりを推進します。

文化芸術を活かしたまちづくりを推進します。

8) 京都市歴史的風土保存計画

- ・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく「京都市歴史的風土保存計画」では、対象地を含む「嵯峨嵐山地区」における行為の規制等について、以下のように記されている。

(13) 嵯峨嵐山地区

本地区の歴史的風土保存の主体は、大覚寺、天龍寺、西芳寺、松尾神社等の歴史的建造物、遺跡等と一体となる名勝嵐山、小倉山、曼荼羅山等の自然環境、保津川の清流及び嵯峨野における田園景観の保存にあり、歴史的建造物の周辺地域及び嵯峨野については、建築物その他の工作物の規制、渡月橋周辺については、観光施設の規模及び配置の規制に重点を置くものとする。また、保津川の溪谷美と一体となる嵐山及び小倉山の森林美並びに嵯峨野の背景となる山丘については、土地形質の変更及び木竹の伐採の規制に重点を置くものとする。

9) 風致保全計画

- ・各風致地区における維持すべき風致の内容、建築物等の重点的な修景の内容等について、風致地区ごとに修景に関する基本的な事項を定める。対象地を含む「嵯峨嵐山風致地区保全計画」の概要は以下の通りである。

(地区の風致特性及び維持すべき風致の内容)

北嵯峨及び嵯峨野地域では、広沢池や大沢池が人工的な形状をもつが、背景をなす遍照寺山のなだらかな山景と一体化しており、その周りに平坦に広がる農地をも合わせ、京の雅を代表する風景を今に伝えている。この北嵯峨からの嵯峨野風景がつづく山ろく部一帯は古くから隠棲の地として知られ、物さびた風情の中に寺院や庵居跡などがある。小倉山西麓部では、平家物語ゆかりの史跡群や竹藪の続く小道などが独特の風景を醸し出している。

(建築物等における修景の重点)

「北嵯峨・嵯峨野散策路地区の嵯峨野の「野のイメージ」の保全」として、北嵯峨・嵯峨野散策路地区においては、道路に面しては生垣、樹木など自然を要素とし、建築物の後退を十分にとって緑地の確保を図る。建築物については自然になじむ数寄屋的な日本瓦ぶき和風外観によって、嵯峨野の「野のイメージ」の保全を図るものとする。

10) 歴史的景観の保全に関する取組方針（H28.12）

- ・京都の景観上重要な世界遺産をはじめとする寺社等とその周辺の景観に関する総点検を行い、特に寺社や離宮、歴史的町並みなどの「歴史的資産」と参道や門前など周辺の町並みとが一体となっている歴史的景観を保全するために必要な措置等について、今後取り組むべき方針や実効性のある具体的方策を示す「歴史的景観の保全に関する取組方針」が策定されている。
- ・当該方針に示された具体的方策は、以下の通り。

1. 喪失の危機にある歴史的景観を保全するための景観規制の充実
 - (1)京都市眺望景観創成条例等の活用
 - (2)影響が大きい建築等に対する丁寧な景観審査
 - (3)擁壁等の工作物や駐車場に関する景観規制の充実
2. 歴史的景観を保全するとともに、より良い景観へと誘導する有効な支援策
 - (1)景観上重要な建造物や樹木・緑地に対する支援策の充実
 - (2)より良い計画へと誘導するための支援制度等の創設
 - (3)歴史的資産の変容に関する情報を早期入手し、対応する体制整備
3. 市民や事業者、寺社等との協働による景観づくりの推進
 - (1)各地域の歴史的資産の価値や景観の特性を市民・事業者と共有する仕組みづくり
 - (2)寺社等とも連携した景観づくり・まちづくりの推進
 - (3)景観に関する普及や議論の場づくり、学習の支援
 - (4)景観に関するあらゆる「情報」を共有・発信する仕組み等の構築

11) 京都市緑の基本計画（H22.3）

- ・都市緑地法第4条に基づく、市町村が定める「都市の緑」に関する総合計画であり、京都市では、平成11年に策定された計画について、平成21年度に見直しが行われた。

- 目標年次 2025 年（平成 37 年）
- 基本理念
 - (1)地球と生物にやさしい緑にあふれた「環境共生のまち」をつくる
 - (2)歴史的景観や緑の文化を未来へ引き継ぐ「歴史と伝統のまち」をまもる
 - (3)緑の優しさにつつまれた思いやりのある「安心・安全のまち」を育てる
- 基本方針
 - (1)周辺の山々と山すその緑の保全，マネジメント
～地球温暖化対策を推進し，京都の歴史的景観を守り，育てる～
 - (2)市街地の緑の保全，創出，活用

～ヒートアイランド対策・防災に資する都市の緑を創出する～

(3)水と緑のネットワークづくり

～生態系ネットワーク, 風の道を創出する～

(4)市民・事業者との協働による緑豊かなまちづくり

～京都力を結集し, かけがえのない緑を未来へ継承する～

○緑の目標

- ・市街地の緑：現状の緑被率 35%から 37%へ
- ・市街地を囲む周辺の山々の緑：保全, 質を重視したマネジメントの推進
- ・市域の緑：現状の緑被率 83%をさらに向上

○公園整備の目標

- ・公園面積市民 1 人当たり現状 4. 68 m²から 10 m²へ

○緑の配置方針

- ・本市の緑のあるべき姿を示す「緑の将来像」を緑のネットワークとして具現化

○都市公園の整備方針

- ・地域の核となる公園を市民・事業者等との共汗・協働により整備する

○緑地の保全及び緑化の推進のための施策

- ・緑に関連する施策を「融合」の観点から包括的に取り込み, 52 の具体的施策を位置付け, 特に「緑視率」の増加に寄与する施策を中心に, 先導的, 重点的に取り組むべき 16 の具体的施策を「柱となる施策」としている

○緑化地域の指定の検討

- ・市民・事業者等との共汗・協働により緑を確実に増やしていくため, 一定規模以上の敷地で建築物の新築又は増築を行う場合において, 緑化を義務付けることとなる「緑化地域」の指定を検討する

○「京（みやこ）のみどり推進プラン（仮称）」の策定

- ・今後, 52 の具体的施策を全庁的に確実に推進するため, 5 年毎の行動計画である「京のみどり推進プラン（仮称）」を策定する

・緑の基本計画における広沢池周辺地域に関する計画を以下に示す。

（具体的施策）

16. 大規模公園, その他特色ある公園等の整備：京都の三方の山々等の自然や歴史的資源を活かした特色ある公園の整備を推進する。
17. 公園の維持管理の充実：公園の機能の維持・向上を図るとともに, 安心・安全な空間とするために, 既存の公園樹木や施設等の維持管理を市民との協働により強化していく。

12) 市街地緑化の在り方 (H29.8)

- ・ 8) 緑の基本計画の実施計画「第 1 次京のみどり推進プラン」(H23～27) の総括を踏まえるとともに、「はばたけ未来へ！京プラン 実施計画第 2 ステージ」に対応する計画として策定された。

○基本コンセプト

地域力を活かして市街地緑化を推進し、「どこを見ても庭園のように設えられている」緑の文化首都・京都を目指す。

○市街地緑化の方針

- ・ 地域にふさわしい新たな緑を増やしていく
- ・ 緑の資産を大切に守り育てる

○事業を推進するための柱

- ・ 日々の生活で京都の四季を感じるうるおいのみどりづくり
- ・ まちのにぎわいに華を添えるにぎわいのみどりづくり
- ・ 緑とまちと人を育てるはぐくみのみどりづくり

- ・ 当該計画において、広沢池については、「にぎわいのみどりづくり」の取組となる「都市のにぎわいの中心となる商業地や行楽地において、訪れる方々により楽しんでいただける花と緑の空間づくり」の事業として、『貴重な嵯峨野の原風景が残る広沢池周辺の景観特性を活かし、適切に保存したうえで、次世代へ継承する（新規 広沢池の保存・継承）』とされている。

13) 京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン (H23.5)

- ・ 景観形成，斜面防災，地域生態系保全，環境保全，健康・教育など，森林の有する公共的価値を踏まえ，三山の森林景観を保全・再生するための基本的な考え方を示し，目指すべき森林景観像とこれを導き出すための手順や技術的な指針を示すことにより，各地域に適した森林と森林景観の形成を図ることを目的とする。
- ・ ガイドラインの対象区域は，京都市自然風景保全条例に基づく第 1 種自然風景保全地区，古都法に基づく歴史的風土特別保存地区，及び市街地内に点在する森林等が挙げられている。広沢池の背景となる遍照寺山は歴史的風土特別保存地区であり，対象区域に含まれている。

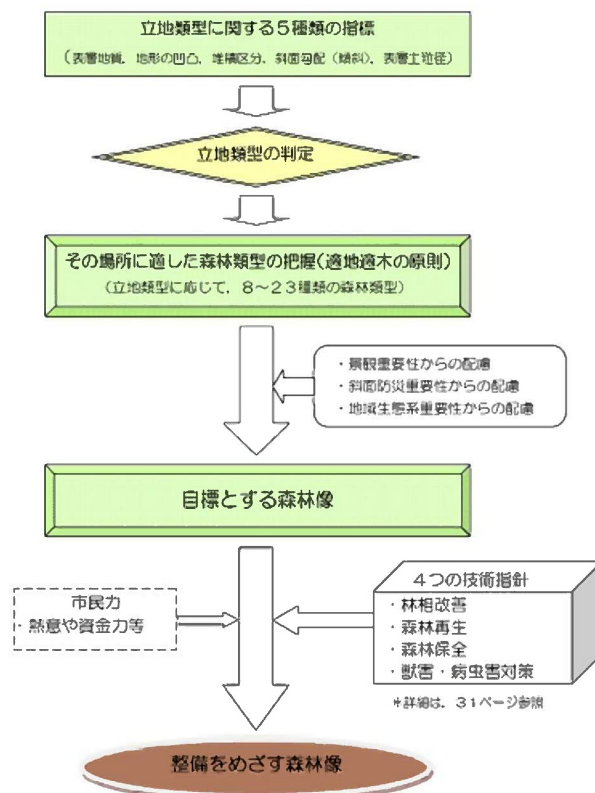


図.2 「整備をめざす森林像」決定のフロー

14) 京都市生物多様性プラン (H26. 3)

- ・京都市生物多様性プランは、「はばたけ未来へ！京プラン」(京都市基本計画)の分野別計画として策定された。
- ・“生物多様性の保全・再生と持続的な利用”を「基本理念」とし，“京都の豊かな文化が世代を超えて継承されるように，全ての人が生物多様性の恵みを生活の一部として再認識し，地域資源を生かした持続的な暮らしや経済活動が行われている社会”を「あるべき姿」として掲げている。

○2020 (平成 32) 年度までに達成すべきこと

- ・京都の暮らしや文化を支える生態系や生きものが守られている
- ・市民や事業者等が生物多様性の恵みを理解し，行動を始めている
- ・生物多様性の恵みを生かした持続的な暮らしや経済活動が行われている

○取組の視点

- ・京都の暮らしや文化を支える生きものを守っていきます
- ・市民や事業者等を活動の場へつなぎ，取組のさらなるパワーアップを促します
- ・市政の施策に生物多様性保全の観点を反映させ，磨き上げていきます。

○施策の方向性

- ・生きものの生息環境を保全します
- ・生物多様性の保全を理解し，行動する市民を応援します ～人づくり～
- ・活動を促す仕組みとネットワークを構築します ～ネットワークづくり～
- ・先進的な取り組みを継承・発展させます

- ・当該計画のリーディングプロジェクト(4つの施策の方向性に基づいて重点的に進める事業)には，13)のガイドラインに基づく三山における森林整備や，「京都生きもの 100 選」の作成等が含まれている。